

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の条例制定の概要

1 経緯

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の制定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正されました。

この改正により、これまで国の法令で全国一律に定められていた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県等が条例で定めることとされました。

このため、沖縄県では、県民が安心・安全に利用できるよう、かつ、利用者の処遇が適切に行われるようななどの観点から検討した結果を踏まえ、別添のとおり、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例案骨子」を取りまとめました。

【今回制定する条例の適用となる児童福祉施設】

- ・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・保育所
- ・児童厚生施設 ・児童養護施設 ・情緒障害児短期治療施設
- ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター

※児童福祉施設でも「知的障害児施設」「知的障害児通園施設」「盲ろうあ児施設」「肢体不自由児施設」「重症心身障害児施設」については、別の条例において設備及び運営に関する基準を定める予定です。

※那覇市の区域内にある一部の施設（沖縄県が設置した施設を除く）については、那覇市において条例で定められる予定ですので、県の条例の対象になりません。

2 条例で定める基準

改正後の児童福祉法第45条第2項の規定に基づき、都道府県等が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、①厚生労働省令で定める基準に従うべき基準と、②厚生労働省令で定める基準を標準とする基準、③厚生労働省令で定める基準を参酌すべき基準があります。

厚生労働省令	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）
従うべき基準	厚生労働省令の規定に基づき次の基準 ・人員配置基準 ・居室面積等設備基準 ・人権に直結する運営基準等
標準	厚生労働省令の規定に基づき次の基準 ・特定の地域の保育所に係る居室の床面積基準
参酌すべき基準	厚生労働省令の規定に基づき次の基準 ・上記以外の基準

※特定の地域に限り保育所の保育室等の面積基準が「標準」とされていますが、沖縄県では該当の地域がありません。

備考

- ① 「従うべき基準」とは、「条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例で許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの」である。よって、条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならないものであり、厚生労働省令の「従うべき基準を」を下回る内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許容されるものである。
- ② 「標準」とは、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものである。
- ③ 「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものである。

3 基準に対する沖縄県の考え方

沖縄県では、条例で定める基準について次の観点から検討を行いました。

- ①厚生労働省令の基準のとおり全国一律の内容が望ましいものかどうか。
- ②地域の実情に応じて厚生労働省令の基準を緩和することが望ましいものは何か。
- ③厚生労働省令には基準はないが、地域の実情等から追加することが望ましいものは何か。

上記の視点から、「従うべき」とされている基準については、県内において基準を変更（上回る基準）する必要があるかどうか、また、「参酌すべき」とされている基準については、厚生労働省令の基準を下回る又は緩和する理由、事情等があるかどうかを考慮して検討しました。

厚生労働省令において児童福祉施設の基本方針が、「入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む）の指導により、心身共に健やかにして、社会に適応するように育成されることを保証するもの」とされています。

これらを踏まえ、県民が安心・安全に児童福祉施設を利用し、適切な支援が受けられ、児童福祉施設が求められている目的を達成するために、児童福祉施設に負担を求めることの妥当性の観点からも検討したところ、次に掲げる内容を追加することが適当と考えられます。

○関係機関との連携を実施する対象の拡大
(母子生活支援施設において、婦人保護施設及び配偶者暴力相談支援センターと連携を図ること)

4 条例案骨子と今後の対応

上記3の考え方にに基づき、別添のとおり条例案骨子を取りまとめましたので、県民を対象にパブリック・コメントを実施した上で、有識者等による意見を聴き、条例案を取りまとめることとします。

(参考) 沖縄県内における児童福祉施設の概要等

施設区分	設置数	施設の概要
助産施設	11	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とする施設
乳児院	1	乳児を入院させてこれを養育し、併せて退院した者について相談、その他の援助を行うことを目的とする施設
母子生活支援施設	3	母子家庭の母等とその子(児童)を入所させて、これらの者を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談、その他の援助を行うことを目的とする施設
保育所	393	保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設
児童厚生施設	70	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設
児童養護施設	8	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、養護し、併せて退所した者に対する相談、その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設
情緒障害児短期治療施設	—	軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、併せて退所した者について相談、その他の援助を行うことを目的とする施設
児童自立支援施設	1	不良行為をし、又はするおそれのある児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談、その他の援助を行うことを目的とする施設
児童家庭支援センター	1	地域の児童の福祉に関する問題について家庭等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、指導を行い、併せて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設

※ 設置数は平成24年4月1日現在